三　場所　ホテルよしだ（京都府舞鶴市富士通九条角）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（現行供給約款料金を平均十八・七八パーセント引き下げる。）

2　詳細は、近畿経済産業局のホームページ（http://www.kansai.meti.go.jp/3-9gasjigyo/index.html）に掲載する。また、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）並びに丹後瓦斯株式会社（京都府舞鶴市字森大田野四九三番地）において、申請者からの申請資料について閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「丹後瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月十四日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（kin-gaskochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「丹後瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月十四日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申込みは、電子メール（kin-gaskochokai@meti.go.jp）により行うこともできる。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

丹後瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十七日（火）

○一般案件（抜粋）

一、国家安全保障戦略について（決定）（内閣官房）

一、平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱について（決定）（内閣官房）

一、中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）について（決定）（内閣官房）

一、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う閣議決定の整理について（決定）（内閣官房）

○国会提出案件（抜粋）

一、広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書等十四件について（決定）（国土交通省）

機械受注統計調査報告（平成25年10月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年10～12月	平成25年1～3月	4～6月	7～9月	平成25年7月	8月	9月	10月
受注総額	56,379	60,410	62,406	65,493	20,291	21,203	23,999	22,896
	(3.7)	(7.1)	(3.3)	(4.9)	(4.4)	(4.5)	(13.2)	(−4.6)
	〔 −9.7〕	〔 −5.3〕	〔 4.7〕	〔 21.4〕	〔 5.3〕	〔 25.9〕	〔 30.3〕	〔 24.6〕
民需	25,341	25,477	26,754	28,077	9,192	9,483	9,402	10,062
	(−0.7)	(0.5)	(5.0)	(4.9)	(3.4)	(3.2)	(−0.9)	(7.0)
	〔 −5.6〕	〔 −2.0〕	〔 2.5〕	〔 9.9〕	〔 3.6〕	〔 17.2〕	〔 9.7〕	〔 20.7〕
〃（船舶・電力を除く）	21,546	21,539	22,999	23,986	7,772	8,193	8,021	8,072
	(−0.8)	(−0.0)	(6.8)	(4.3)	(−0.0)	(5.4)	(−2.1)	(0.6)
	〔 −0.8〕	〔 −4.6〕	〔 6.4〕	〔 9.6〕	〔 6.5〕	〔 10.3〕	〔 11.4〕	〔 17.8〕
製造業	8,550	8,407	8,875	9,745	3,187	3,213	3,345	3,338
	(−5.3)	(−1.7)	(5.6)	(9.8)	(4.8)	(0.8)	(4.1)	(−0.2)
	〔 −11.1〕	〔 −12.1〕	〔 −4.2〕	〔 8.2〕	〔 −2.0〕	〔 8.7〕	〔 17.3〕	〔 21.9〕
非製造業（船舶・電力を除く）	13,491	13,072	14,701	14,102	4,624	4,911	4,567	5,095
	(5.6)	(−3.1)	(12.5)	(−4.1)	(0.0)	(6.2)	(−7.0)	(11.5)
	〔 7.4〕	〔 2.8〕	〔 14.1〕	〔 10.4〕	〔 13.0〕	〔 11.6〕	〔 8.0〕	〔 15.1〕
官公需	6,942	6,949	8,668	9,413	2,917	2,674	3,822	2,820
	(−3.6)	(0.1)	(24.7)	(8.6)	(12.9)	(−8.3)	(42.9)	(−26.2)
	〔 −1.5〕	〔 −6.9〕	〔 7.4〕	〔 34.0〕	〔 23.5〕	〔 17.1〕	〔 47.9〕	〔 24.1〕
外需	21,246	23,670	24,837	27,548	7,660	9,377	10,510	8,830
	(3.2)	(11.4)	(4.9)	(10.9)	(1.4)	(22.4)	(12.1)	(−16.0)
	〔 −16.5〕	〔 −8.8〕	〔 7.8〕	〔 34.7〕	〔 4.4〕	〔 41.8〕	〔 57.4〕	〔 29.7〕